

北海道マーチングコンテスト実施規定

【総 則】

- 第 1 条 北海道マーチングコンテストは、各地区連盟から推薦された団体が参加して実施する。
- 第 2 条 実施会場・日時、その他実施に必要な事項は、北海道吹奏楽連盟理事総会でこれを定める。
- 第 3 条 推薦母体となる地区連盟は次のとおりとする。
- ① 函館地区 ② 日胆地区 ③ 札幌地区 ④ 空知地区 ⑤ 旭川地区
⑥ 帯広地区 ⑦ 釧路地区 ⑧ 北見地区 ⑨ 名寄地区 ⑩ 留萌地区
⑪ 稚内地区

【実施部門・人員】

- 第 4 条 実施部門は次のとおりとする。
- ① 中学生の部 ② 高等学校以上の部
- 第 5 条 各部門の参加人員は 80 名以内とする。ただし、ドラムメイジャーはこの人数に含まない。また、指揮者は置いてもよい。

【資 格】

- 第 6 条 北海道吹奏楽連盟加盟の中学生、高等学校、大学、職場・一般の同一団体の団員とする。
- 第 7 条 各部門の参加資格は北海道吹奏楽コンクール実施規定第 6 条に準ずる。

【地区大会】

- 第 8 条 地区連盟理事長は、地区代表団体を決定し、北海道マーチングコンテストに推薦することができる。
- 第 9 条 参加費用は参加団体の負担とする。

【北海道代表】

- 第 10 条 入賞した団体の中から全日本マーチングコンテストに全日本吹奏楽連盟が規定する数を推薦する。

【審 査】

- 第 11 条 審査方法は別に定める審査内規による。
- 第 12 条 審査員は常任理事会で選出し、理事長が委嘱する。

【編 成】

- 第 13 条 編成は木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器も含む）とする。電子楽器（エレキベースを含む）、ピアノ、チェレスタ、ハープの使用は認めない。
なお、歌声はスキヤット・ハミング・歌詞を認める。

【出演時間】

第14条 出演時間は6分以内とする。なお、出演時間とは演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

第15条 出演時間を超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

【演奏曲目】

第16条 演奏曲目は自由とする。

第17条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

【規定課題】

第18条 参加団体は、別に定めた規定課題を演技しなければならない。

第19条 規定課題は、全日本の規定課題に準じて実施する。

【服装】

第20条 服装は自由とする。

【出演順番】

第21条 出演順番は北海道吹奏楽連盟事務局長会議で決定する。

【賞及び表彰】

第22条 賞は北海道マーチングコンテスト審査内規に基づき、金・銀・銅賞を贈る。

【その他】

(共催・後援・協賛)

第23条 北海道マーチングコンテストの実施にあたって、共催及び後援、協賛団体を持つことができる。

【附 則】

第24条 この規定は理事総会の議決により改定することができる。

第25条 この規定は平成6年4月29日から実施する。

平成10年11月7日一部改定
平成12年4月29日一部改定
平成15年11月9日一部改定
平成17年4月29日一部改定
平成19年4月29日一部改定
平成23年4月29日一部改定
平成28年11月5日一部改定
令和5年4月22日一部改定